

各 発 電 所 清 掃 及 び 害 虫 等 駆 除 業 務 委 託

0 8 - D O - M 2

仕 様 書

令 和 8 年 度

秋 田 県 大 館 発 電 事 務 所

## 目 次

### 第1章 共通事項

1 総 則	.....	P3
2 諸法令の遵守	.....	P3
3 提出書類	.....	P3
4 保 証	.....	P3

### 第2章 委 託

1 委託概要	.....	P4
2 委託場所	.....	P4
3 委託内容	.....	P4
4 そ の 他	.....	P5

## 第1章 共通事項

### 1 総 則

- (1) この仕様書は、各発電所清掃及び害虫等駆除業務委託08-DO-M2に適用する。
- (2) この仕様書は、令和5年版「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、施設管理担当者と協議の上決定する。

### 2 諸法令の遵守

本業務に関する諸法令を遵守し、円滑な進捗を図ること。

### 3 提出書類

提出書類については「共通仕様書」及び以下によるが、提出様式は「秋田県委託業務共通仕様書」様式集を準用する。

ただし、これにより難しい場合は施設管理担当者との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

(1) 業務着手届（様式-1）	（契約締結後15日以内）	1部
(2) 作業報告書（任意様式）	（作業日翌日までに）	1部
(3) 作業写真	（作業報告書に添付）	1部
(4) その他必要なもの	（必要のつど）	必要部数

※提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

### 4 保 証

業務終了後において仕様を満足しないなど、不備又は不具合が認められた場合は、受注者の負担において直ちに再実施を行うこと。

また、これらの原因により当県の営業又は資産等に何らかの損害を与えた場合であって、当県が補償を要求した場合は、協議によりこれに応じなければならない。

## 第2章 委 託

### 1 委託概要

本業務は、秋田県大館発電事務所が所管する発電所における清掃及び害虫等駆除を行う。

### 2 委託場所

(1) 素波里発電所	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林地内
(2) 早口発電所	大館市早口字早口沢国有林地内
(3) 山瀬発電所	大館市岩瀬字平戸内尻地内
(4) 柴平発電所	鹿角市花輪字柴内山国有林地内
(5) 八幡平発電所	鹿角市八幡平字熊沢前田地内
(6) 八幡平第二発電所	鹿角市八幡平字切留平地内

### 3 委託内容

下記(1)及び(2)における清掃及びカメムシ駆除の範囲は別紙設計図による。

(1) 各発電所(八幡平第二発電所は除く)清掃 年3回(7月、12月、2月予定)  
清掃内容は共通仕様書に準じるものとし、次の項目について実施する。

ア 床面清掃(定期清掃):表面洗浄(弾性床)  
一般床洗浄(硬質床)

清掃面積:2,260㎡/回

イ トイレ清掃(定期清掃):床以外の清掃  
清掃面積:24㎡/回

ウ 窓ガラス内側清掃(定期清掃):洗浄  
清掃面積:61㎡/回

※窓ガラス内側清掃については、7月、12月の2回清掃とし、2月は実施しないこととする。

(2) 早口発電所 カメムシ駆除 年2回(9月、11月予定)

早口発電所建屋内及び発電所外壁に付着するカメムシを薬剤噴射により殺傷及び忌避を行う。駆除薬剤は、受注者が標準で使用する薬剤とする。また、殺傷したカメムシは受注者にて回収及び処分すること。

ア 建屋内の空間体積:1,660㎡/回

噴射箇所:玄関ホール、自家発電室、キュービクル室、水車発電機室、2階ホール、配電盤室、和室等(詳細は、設計図面参照)

イ 建屋外壁の面積:550㎡/回

(3) スズメバチの巣駆除 1個

委託場所のいずれかに発生したスズメバチの巣の駆除を行う。駆除薬剤は、受注者が標準で使用する薬剤とする。また、殺傷したスズメバチ及び巣は受注者にて回収及び処分すること。なお、巣のサイズは直径10cm程度～50cm未満とし、これを超えるサイズの場合または、巣の駆除数変更の場合は、協議による。

また、巣の駆除日程は、施設管理担当者との協議による。

4 その他

本業務は、発電機運転中に実施することを基本とする。作業にあたり、高速回転物や高電圧機器に接近又は接触することが決してないよう留意し、安全確保に努めること。